

パブリックコメント

皆さんからの意見を募集します

パブリックコメントって何？



市が策定を進めている「日光市まちづくり基本条例」、「(仮称)日光市健康にっこう21計画」、「日光市スポーツ振興基本計画」について、それぞれの案を市民の皆さんに公表し、意見を募集します。

▽日光市まちづくり基本条例(案)

日光市まちづくり基本条例は、市民の皆さんと市が一体となってまちづくりを進めていくための考え方の基本を定めるものです。平成12年4月に地方分権一括法が施行されてから、これまで国が持っていた権限などの地方(県や市など)への委譲が進んでいます。これにより、地方が決定し責任を

負うべき領域が広がり、国と地方の関係は、対等で互いに協力し合うものに変わってきました。また近年、住民の行政参加意識の高まりとともに、全国的に情報公開やパブリックコメント制度が広く活用されています。こうした地方分権の時代に、よりよいまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんと市が、互いの立場を理解しながら、新しい関係を築いていかなければなりません。

せん。そのためには、市民の皆さんに情報などを積極的に公開し、皆さんの意見を市政に効果的に取り入れることが重要です。このような理由から、市では、まちづくりにおける自治体運営の基本理念や市民と市の役割、市民自治に関する事項などを盛り込んだ、まちづくり基本条例を定め、地方分権時代にふさわしい「市民が主役のまちづくり」を進めていきます。

公表資料

日光市まちづくり基本条例(案)
担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 日光市今市本町
1番地 企画部 総合政策課 総合
調整係(本庁第3庁舎2階)
☎(21)5131・FAX(21)5109
Eメール seisaku@city.niko.lg.jp

⑦糖尿病

⑧脳卒中・心臓病

⑨がん

(仮称)日光市健康にっこう21計画の策定後は、9つの健康目標を効果的に達成するため、市民の健康状況を分析します。これに基づき、詳細な具体的目標を立て、市民の健康増進を図っていきます。

公表資料

(仮称)日光市健康にっこう21計画(案)
担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1262 日光市平ヶ崎109
番地 健康福祉部 健康課 健康係
(ラ市保健福祉センター)
☎(21)2756・FAX(21)2968
Eメール kenkou@city.niko.lg.jp

▽日光市スポーツ振興基本計画(案)

計画案では、働き盛りの方の死亡率低下や、健康で長生きな方の増加、市民一人一人の生活の質の維持・向上を図るため、国や県の計画に基づき、次の項目ごとに健康目標を立てています。

- ①栄養・食生活
- ②身体活動・運動
- ③休養・心の健康(こころ)
- ④喫煙
- ⑤飲酒
- ⑥歯の健康

日光市スポーツ振興基本計画は、市民一人一人が、生涯を通して気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指す指針となるものです。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりや、健全な心身の発達に大きな意義を持っています。健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、皆さんが日常生活にスポーツを取り入れ、健

各意見募集に共通の項目

- 資料の閲覧場所及び開設時間
- 各担当部署
 - 本庁舎情報公開コーナー
 - 各総合支所・支所・出張所
 - ※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時30分
 - 各公民館・図書館
 - 市民サービスセンター
 - ※各施設の開設日・開設時間
 - 市ホームページ
 - 意見を提出できる方
 - 市内に在住または通勤・通学している方
 - 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
 - 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体
 - 意見提出方法 意見、住所、氏名、電話番号を明記の上、持参、郵送、FAX、Eメール、または市ホームページ提出フォームで提出する
- ※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。
- ※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 資料閲覧及び意見の提出期間
12月28日(金)～1月31日(木)
- ※郵送の場合は1月31日必着です。
- 提出意見の取り扱い
- 提出されたご意見は、条例・計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
 - 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
 - 結果公表の際、ご意見の内容以外(氏名・住所など)は公表しません。